

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第		号	氏 名	齊藤 安希子
論文審査担当者	主 査	神保 謙	政策・メディア研究科委員 兼 総合政策学部教授		
	副 査	加茂 具樹	政策・メディア研究科委員 兼 総合政策学部教授		
		田中 浩一郎	政策・メディア研究科委員 兼 政策・メディア研究科教授		
		渡邊 頼純	慶應義塾大学 名誉教授		
学力確認担当者：					
齊藤安希子君の博士論文「貿易・投資分野における Fairness—WTO 協定と経済連携協定にかかる考察を中心に」は、国際貿易と投資における「公正性（フェアネス）」の概念を考察し、その多義性と主観性を踏まえて、公正性がどのように貿易・投資のルール形成や政策に影響を及ぼしているかを分析するものである。既存研究では GATT/WTO 協定に関わる「公正性」研究の蓄積はあるが、本研究では経済連携協定及び投資協定における公正性の位置付けに焦点を当て、変容する貿易秩序と公正性の関係を追求した。 WTO の基本原則である最恵国待遇（MFN）や内国民待遇は、貿易の障壁を減少させ、無差別原則を貫くことで自由貿易を促進することを目的としている。しかし、何をもち「公正」とするかは、解釈の余地が大きく、制度上の明確な定義は存在しない。そのため、公正性は政治的な文脈で用いられることが多く、特定の国や地域に対する貿易政策の正当性を主張するために利用されることがある。 本論文では、具体的な事例として GATT/WTO 体制下における公正性の進化を辿り、最恵国待遇原則が個別の経済連携協定においてどのように適用されているかを考察した。その結果、各国が締結する協定数や内容によって、国際投資の「中心」として位置づけられる国が変わることが示された。特に、投資協定をめぐる 100 カ国を対象とした分析によって、中国が多く の国と投資協定を締結していることにより効果的な位置にあることも分析された。また、WTO における無差別原則とは異なり、個別協定における最恵国待遇は、特定国との関係性や協定内容によって異なる結果を生むことが明らかになった。 本論文の構成と主たる分析は以下の通りである。序章では、本研究全体の問題意識と研究の背景を述べるとともに、研究目的を明確化した。国際貿易におけるフェアネスは、自由貿易を促進する一方で、各国の政治的および経済的な利害が交錯する中での重要な概念であることが定義づけられた。 第 2 章「貿易・投資にかかる協定」では、WTO 協定と経済連携協定の概要と、その歴史的背景を説明した。WTO 協定は、貿易の自由化と差別待遇の廃止を目的としており、特に最恵国待遇や内国民待遇といった原則が重要視されている。経済連携協定は、特定の国との間での貿易・投資の促進を目指し、WTO 協定とは異なるアプローチをとっている。 第 3 章「WTO 協定と経済連携協定の関係とルールの構図」では、WTO 協定と経済連携協定におけるフェアネスの構造について分析した。WTO 協定のフェアネスは、主に無差別原則と貿易の自由化を通じて実現されるが、経済連携協定では、協定ごとに異なる規定が設けられているため、フェアネスの解釈が異なる場合があることが指摘された。 第 4 章「最恵国待遇にかかる考察」では、最恵国待遇（MFN）の概念とその適用について考察する。MFN は、貿易協定において重要な役割を果たしており、加盟国間での差別を排除するための手段として機能している。本章では、特に投資関連協定における MFN の適用が、どのように国別の優位性をもたらすかを分析した。 第 5 章「相互／互恵にかかる考察」では、相互主義と互恵性の概念について考察した。これらの概念は、貿易					

論文審査の要旨及び担当者

No.2

協定の中で重要な役割を果たし、特に通商交渉において、各国が自国の利益を確保しつつ、相手国との協力関係を築くための基本原則とされている。本章では具体的な協定における相互主義と互恵性の適用例を詳細に分析した。

第6章「公正かつ衡平な待遇にかかる一考察」では、多くの経済連携協定や投資協定に含まれる「公正かつ衡平な待遇 (Fair and Equitable Treatment)」の規定について考察した。公正衡平待遇は、投資家と国家の間での公平な取引を保証するための重要な概念であり、投資仲裁廷の判断においても頻繁に言及される。本章では、仲裁判断と協定の規定との関係が詳細に分析された。

第7章「日本が締結済みの協定と公正性」では日本が締結した経済連携協定および投資協定における公正性の考え方について考察した。日本の貿易政策は、WTO 協定の枠組みを重視しつつ、経済連携協定を通じて自国の経済利益を追求する戦略を採っている。その中で日本は一貫して「ルール志向」であったことが指摘された。他方で筆者は、日本が変容する貿易秩序においてルールが存在しない領域や、ルールそのものが公正性を保証しない考え方とどのように向き合うべきか、さらなる検討が必要とした。

第8章「経済連携協定の現在地と Fairness」では、経済連携協定における新しい規定の要素と、それらがフェアネスの概念にどのように影響を及ぼしているかを考察する。特に、安全保障分野との関連性を取り上げ、経済連携協定が貿易・投資以外の分野にも影響を与える可能性を探求した。

本博士論文の新規性と意義については、以下のようにまとめることができる。第1に、本研究は、「公正性」(フェアネス)の概念を従来の単一的な解釈から脱却し、多義的かつ文脈依存的な性質を持つものとして再定義する。これにより、国際貿易および投資協定におけるフェアネスが、特定の政治的・経済的文脈に応じてどのように適用されるかをより深く理解するための新たな視点を提供した。

第2に、これまでの研究では十分に引き上げられてこなかった経済連携協定や投資協定におけるフェアネスの適用とその効果を詳細に分析した。特に、これらの協定におけるフェアネスが、WTO 協定とは異なる枠組みや目的を持つことを示し、その結果として異なる政策的影響を持つことを明らかにした。

第3に、最恵国待遇 (MFN) や互恵性の概念に関する統計的手法を用いた分析を行い、特定国が国際投資の「中心」としてどのように位置づけられるかを示した。このアプローチにより、従来の定性的分析を補完し、新たな量的データに基づく知見を提供することができた。

第4に、日本が締結する経済連携協定や投資協定におけるフェアネスの位置づけとその政策的意義を明示することで、日本の貿易政策におけるフェアネスの重要性を指摘した。変容する貿易秩序において、ルールを重視する日本政府のアプローチと、公正性そのものが多義的な解釈を持ちうる動向について、的確な問題提起がなされた。

以上のように、本論文は国際貿易と投資におけるフェアネスの新たな解釈とその政策的影響を明らかにすることで、学術的および実務的に重要な貢献を果たすものである。本研究の新規性と意義の一方で、本研究に課題がないわけではない。

第1に、貿易秩序の変容をどのように捉え、公正性の概念が変化したのかというさらにダイナミックな分析が求められる。GATT 時代のモノの貿易が、定量的に観察可能だった時代と比べ、ウルグアイラウンド以降の投資・サービス貿易のような定量化が困難な貿易概念の変化をどう捉えるか、また近年の米中の戦略的競争関係に起因する「経済の安全保障化」に伴い、WTO の安全保障例外が頻繁に用いられ、公正性が国益と産業政策に資する概念として動員されている現象をどのように捉えるか、さらなる分析が必要とされる。

論文審査の要旨及び担当者

No.3

第2に、第4章「最恵国待遇にかかる考察」において、二国間の投資協定に基づく100か国のデータを使用して、国際投資協定と「効果的な」ポジショニングを確立する可能性が高いかという問いをたて、固有ベクトル中心性の計算によって検証したことは高く評価される。しかし、投資協定についてはその内容がまちまちであり、単に数的な分析によって効果を測定することには自ずと限界がある。統計的手法による分析の成果を認定しつつも、今後は投資協定の内容に踏み込んだ形でのクロス分析がなされることが望ましい。

以上の課題を認めつつも、齊藤安希子君の博士論文は優れた学術研究としての価値が認められる。本審査委員会は、本論文をもって、齊藤安希子君が博士（政策・メディア）の学位授与に相応しいと認定する。